

後援会 短期語学留学・海外インターシップ 支援事業のご案内

夏休みを利用して、海外での語学研修やインターシップを行う場合
下記のとおりその費用の一部を助成します。

- 対象者 外国語を修得しようとする意欲のある学生(後援会加入者に限る。同時加入も可)
- 対象となる留学(研修)
 1. 海外の大学または語学研修機関等において語学を学習すること
 2. 海外の企業等においてインターシップを行うこと
 3. 出国日から帰国日までの期間が原則として14日以上2か月以下であること

※本学が主催する短期体験研修・語学研修・海外インターシップ事業については助成対象外
- 補助限度額 5万円 (ただし、旅行代金または旅費、宿泊費、授業料等の3分の1を限度とする。)
- 対象人数 15名程度
- 対象者の決定 学業成績、外国語力および簡単な面接により選考を行い、対象者を決定する。
- 申込み 6月25日(水)までに所定の申請書を提出してください。
※申請書および詳細については、就職・生活支援課におたずねください。